

令和5年2月定例会 消費者・環境対策特別委員会（付託）

令和5年2月28日（火）

〔委員会の概要〕

喜多委員長

ただいまから、消費者・環境対策特別委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、お手元の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思いません。

【説明事項】

○提出案件について（説明資料（その3））

【報告事項】

○瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画（案）について（資料1-1、資料1-2）

○徳島県みどりの食料システム戦略基本計画（案）について

（資料2-1、資料2-2、資料2-3）

谷本政策監補兼危機管理環境部長

2月定例会に追加提出いたしております消費者・環境対策関係の案件につきまして、消費者・環境対策特別委員会説明資料（その3）により御説明を申し上げます。

まずはじめに、歳入歳出予算の総括及び危機管理環境部関係につきまして御説明を申し上げ、順次、各所管部から御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

1 ページを御覧ください。令和4年度一般会計予算の総括でございます。

2月補正予算案の総額は、左から3列目、補正額欄の最下段に記載のとおり、5億2,912万円の減額をお願いしており、補正後の予算額は、合計で29億6,438万3,000円となっております。

このうち、危機管理環境部の予算額は、同表の一番上の補正額欄に記載のとおり、2億4,799万4,000円の減額をお願いしており、補正後の予算額は、6億7,532万9,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

2 ページを御覧ください。部別主要事項についてでございます。

グリーン社会推進課におきまして、資料の上段、環境衛生指導費の摘要欄①一般環境対策費につきましては、自然エネルギー導入等に対する事業費の所要額の確定による減額をお願いしており、その他の経費と合わせまして、計欄の左から4列目に記載のとおり、合計8,628万2,000円の減額をお願いしております。

環境指導課におきまして、資料の中段、環境衛生指導費の摘要欄①廃棄物ゼロ社会づくり推進費につきましては、事業費や貸付金の所要額の確定による減額をお願いしており、その他の経費と合わせまして、計欄の左から4列目に記載のとおり、合計6,516万6,000円

の減額をお願いしております。

環境管理課におきまして、資料の下段、公害対策費の摘要欄①一般公害対策費につきましては、貸付金の所要額の確定による減額をお願いしており、その他の経費と合わせまして、計欄の左から4列目に記載のとおり、合計5,626万8,000円の減額をお願いしております。

3ページを御覧ください。消費者政策課におきまして、資料の上段、消費者行政推進費の摘要欄①消費者行政推進費につきましては、市町村に対する補助金の所要額の精査による減額をお願いしており、その他の経費と合わせまして、計欄の左から4列目に記載のとおり、合計4,027万8,000円の減額をお願いしております。

8ページを御覧ください。繰越明許費についてでございます。

新たに御承認をお願いする事業につきまして、翌年度繰越予定額を記載しております。

まず、グリーン社会推進課の一般環境対策費につきましては、県有施設への太陽光発電設備等の率先導入において、海外における新型コロナウイルス感染症まん延の影響により、必要な部材の調達の遅延等が見込まれ、本年度の事業実施が困難となったことから、1,000万円の繰越しをお願いするものであります。

次に、環境指導課の廃棄物ゼロ社会づくり推進費につきましては、国の令和4年度第2次補正予算を活用し、市町における海岸漂着物対策の回収・処理事業を来年度に掛けて実施することから、422万円の繰越しをお願いするものであります。

なお、これらの事業につきましては、今後、早期の完了を目指してまいります。

危機管理環境部関係の提出案件の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、この際、1点御報告を申し上げます。

資料1-1を御覧ください。瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画（案）についてでございます。

本計画につきましては、2月定例会の事前委員会でお示ししたところでございますが、本会議での海域への栄養塩類供給策、また、手入れ砂についての御論議を踏まえ、一部修正を行っております。

まず、5、基本的な施策のⅠ、水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保におきまして、工場・事業場との連携の下、海域へ栄養塩類を供給する実証実験に着手し、長期的な観点から、栄養塩類供給方策を検討を追記するとともに、Ⅱ、沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全におきまして、アンダーライン部分の表現に修正しております。

修正後の計画本体につきましては、資料1-2を御参照ください。

報告は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

平井農林水産部部長

続きまして、農林水産部関係の案件につきまして、御説明を申し上げます。

お手元の委員会説明資料（その3）の1ページを御覧ください。

農林水産部における令和4年度一般会計につきましては、総括表の補正額欄の上から2段目に記載のとおり、2億9,133万3,000円の減額をお願いするもので、補正後の予算額は、農林水産部合計で15億6,944万7,000円となっております。

4 ページを御覧ください。課別主要事項でございます。

鳥獣対策・ふるさと創造課でございます。3 段目の農業総務費では、国庫補助事業費の確定による補正など、合計で2,924万9,000円の減額をお願いしております。

畜産振興課でございます。畜産振興費では、事業費の確定により、894万9,000円の減額をお願いしております。

スマート林業課でございます。3 段目の造林費では、国庫補助事業費の確定による補正など、合計で2億2,763万2,000円の減額をお願いしております。

5 ページを御覧ください。農林水産総合技術支援センター経営推進課でございます。2 段目の農作物対策費では、国庫補助事業費の確定により、207万3,000円の増額をお願いしております。

農山漁村振興課でございます。土地改良費では、事業費の確定により、1,665万8,000円の減額をお願いしております。

森林整備課でございます。治山費では、国庫補助事業費の確定により、1,091万8,000円の減額をお願いしております。

提出案件の説明は以上でございます。

この際、1 点御報告させていただきます。

徳島県みどりの食料システム戦略基本計画（案）の概要についてでございます。

資料2-1を御覧ください。当計画案の作成に当たりましては、生産者をはじめ、学識経験者や消費者団体からなる有識者会議、議会での御論議はもとより、市町村やパブリックコメントの御提言や御意見を踏まえ、この度、最終案として取りまとめたところでございます。

1、計画の位置付けといたしまして、まず、背景として、地球温暖化に伴う気候変動により、国内外において食料生産上の課題が顕在化する中、将来にわたる食料の安定供給に向けて、GX、DX時代を捉えた新たな政策の推進が必要となっております。

これらの対応といたしまして、国において、みどりの食料システム法が昨年7月に施行されたところであり、当計画は、この国のみどりの食料システム戦略に即応し、同法第16条に基づき、策定するものです。

次に、資料右側、2、基本理念といたしまして、徳島県における持続可能な農林水産業の実現を目指し、GX・DXによるみどりのイノベーション及びエシカル消費を通じて、みどり戦略実践産地の創出を図るとしております。

資料下の左側、3、計画の体系でございます。計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とし、徳島県及び24市町村の連名による県・市町村一体型の計画としてまいります。

計画の柱立てについては、徳島ならではの2段構成としており、一つ目の柱を徳島県版みどりの循環、二つ目の柱を六つの法定事項としております。

次に右側、4 数値目標といたしまして、戦略目標、関連施策目標を定めることとしております。

戦略目標としまして、2030年までに、化学農薬使用量10パーセント削減、化学肥料使用量20パーセント削減、有機農業の面積を耕地面積の1.5パーセントに拡大を共通的な目標として掲げるとともに、関連施策目標として、環境負荷低減事業活動実施計画認定件数、

エシカル農産物の生産面積、学校給食に地場産物を活用する割合などをはじめ、23項目設定いたしました。

その下、5主な施策を御覧ください。先ほど説明申し上げました二つの柱で整理しております。

まず、徳島県版みどりの循環では、資材調達、生産、加工・流通、消費の分野ごとに、環境負荷低減に係る推進施策を位置付けることとしております。

①資材調達では、耕畜連携による自給飼料生産や、廃菌床を堆肥化するなど、未利用資源の有効活用を進めてまいります。

②生産では、エシカル農業をはじめとする環境負荷低減事業活動を実践する生産者の拡大を図るとともに、品目ごとの栽培マニュアルの策定、更なる環境負荷低減に資する技術の開発普及を進めてまいります。

③加工・流通では、生産物出荷の際のトラック輸送の効率化や、リターナブル資材の利用など農産物の物流体系の効率化を進めてまいります。

④消費では、エシカル農産物等のPRや実需者とのマッチング、学校現場での農業体験や県産品の給食提供による食育を実施し、環境に配慮した農林水産業への理解とエシカル消費の普及を推進してまいります。

次に、法定事項では、①環境負荷低減事業活動として、推奨する類型の設定については、事業者が行う環境負荷低減事業活動の実実施計画を認定するための技術的基準等を定め、化学肥料・化学農薬の使用減少の促進や、温室効果ガスの排出量削減の促進など、推奨する類型を定めます。

②特定区域の設定については、地域の関係者が一体となって、有機農業の実践などモデル的な取組を推進する区域を定めるものであり、今回、市町村の御意向を踏まえ、徳島市、小松島市、阿南市、阿波市、海陽町の5市町において、区域と活動内容を設定しております。

③基盤確立事業の内容については、今後、地域で活用が期待される品種改良や低コスト機械開発など、みどりのイノベーションを進めます。

④流通及び消費の推進については、流通分野のエネルギー使用の低減や、生産者との交流による食育を進めます。

資料2-2を御覧ください。基本計画のうち、関連施策目標と特定区域を整理しております。

左側、主な関連施策目標でございます。今回、設定する23項目のうち、主要なものについて、現状値と令和9年度の目標数値を記載しております。

右側、特定区域としまして、今回、区域設定いたします5市町の区域、品目、活動内容の概要を記載しております。

なお、詳細につきましては、資料2-3徳島県みどりの食料システム戦略基本計画（案）を御覧いただければと存じます。

最後に、策定に向けての今後のスケジュールでございます。資料に記載はございませんが、今議会での御論議を直ちに反映し、法律に基づき、国との同意手続きを経て、年度内に策定してまいります。

今後とも、生産者はもとより関係団体と一丸となり、本計画を推進し、目標達成に向

け、しっかりと取り組んでまいります。

報告事項は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

徳永県土整備部副部長

続きまして、県土整備部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

それでは、資料の1ページを御覧ください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

表の補正額欄、下から3段目に記載しておりますとおり、県土整備部におきましては、1,379万8,000円の増額をお願いしております。

補正後の予算額は、県土整備部合計で6億8,709万8,000円となっております。

また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄の括弧書きに記載のとおりでございます。

6ページを御覧ください。補正予算に係る県土整備部の主要事項説明でございます。

河川整備課でございます。河川海岸維持修繕費の決定に伴う補正として、1,240万円の増額となっております。

水・環境課でございます。廃棄物処理施設管理指導費の決定に伴う補正など、合計で1,310万2,000円の減額となっております。

運輸政策課でございます。港湾海岸施設維持補修費の決定に伴う補正として、1,450万円の増額となっております。

9ページを御覧ください。繰越明許費でございます。

一般会計の追加分といたしまして、今回、新たに御承認をお願いする事業につきまして、翌年度繰越予定額を記載しております。

追加分の合計は、表の最下段、右から2列目の欄に記載のとおり、4,704万1,000円となっております。

この事業につきましては、計画に関する諸条件により、年度内の完了が見込めなくなり、やむを得ず翌年度に繰越しとなるものでございます。今後とも、できる限りの事業進捗に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

10ページを御覧ください。流域下水道事業会計でございます。

ア、業務の予定量では、旧吉野川浄化センターの処理水量の減少に合わせ、補正後欄に記載の水量に変更をお願いするものでございます。

11ページを御覧ください。イ、収益的収入及び支出でございます。

収入では、流域下水道管理運営負担金といたしまして、指定管理料等維持管理費に充てる市町負担金の補正など、合計1,975万4,000円の減額となっております。

12ページを御覧ください。支出では、処理水量の減による指定管理料の補正など、収入と同額の合計1,975万4,000円の減額となっております。

13ページを御覧ください。ウ、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

職員給与費について、補正予定額欄に記載のとおり、259万4,000円を減額するものでございます。

最後に、エ、他会計からの補助金でございます。一般会計からの補助金について、補正

予定額欄に記載のとおり、893万8,000円を減額するものでございます。

以上で、県土整備部関係の案件の説明を終わらせていただきます。

なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

榑教育長

引き続きまして、教育委員会関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料（その3）の1ページを御覧ください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

総括表の下から2段目にございますように、教育委員会関係では、359万1,000円の減額補正をお願いするものでございまして、補正後の予算額は、3,250万9,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

7ページを御覧ください。教育委員会の主要事項でございます。

まず、教育創生課でございますが、計画調査費の摘要欄①地方創生の深化のための支援費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で262万円の減額補正をお願いいたしております。

次に、学校教育課でございますが、教育指導費の摘要欄①学校教育振興費におきまして、国庫補助事業費の確定に伴い、97万1,000円の減額補正をお願いいたしております。

以上で、教育委員会関係の説明を終わらせていただきます。

なお、教育委員会関係の報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

喜多委員長

以上で説明等は終わりました。

それでは質疑をどうぞ。

岩佐委員

私から何点かお伺いさせていただきます。

最初に、先ほど御説明がありました、農林水産部関係の徳島県みどりの食料システム戦略基本計画（案）に関して幾つか質問させていただきます。

有機農業ということで、化学農薬、化学肥料低減ということなんですが、背景にも、いろいろ化学肥料の高騰とか、安定供給というところも起因するんですけども、このみどりの食料システム戦略の方向が出てきた時に、私も全面的には言わないんですけども、地域の資源も生かしながら持続可能な農業のためにも、必要なことだとは思っております。それで、今回計画が出て、それぞれ目標数値等も定められて、意欲的な計画だとは思っております。ただ、その目標達成に向けて、これから本格的な政策展開というのが必要になってくると思うんですけども、具体的に今後どのような施策を講じていくのか、まずお聞かせいただきたいと思っております。

平畠農林水産政策課政策調査幹

先ほど、徳島県みどりの食料システム戦略基本計画（案）の目標達成に向けた施策についての御質問を頂きました。

今回、有機農業の面積拡大をはじめ、地域における環境負荷低減の効果を高める事業活動の実施の促進を図る区域としまして、特定区域を設定いたします。その特定区域につきましては、まずは徳島市、小松島市、阿南市、阿波市、海陽町の5地区を選定いたしまして、有機農業実践モデルとしまして設定したいと考えております。

具体的には、令和5年度は、今議会で御審議いただいております令和5年度当初予算案の有機農業等産地拡大加速事業におきまして、栽培技術の実証展示や講習会の開催、有機農業の理解を促進するためのホームページの構築や直売、有機農産物の学校給食への利用、生産者と消費者との交流会など生産から消費まで一貫した推進体制を構築しまして、有機農業の産地作りを支援することとしております。

また、とくしまグリーン栽培転換支援事業におきましては、将来の有機農業へつながる化学農薬、化学肥料の削減等の新技術導入を推奨することとしておりまして、レンコンでは堆肥による土作りやドローンを活用した農薬散布の省力化、スダチでは有機配合肥料の使用による化学肥料の低減や防除シートの使用による化学農薬使用の低減、イチゴでは天敵やフェロモン剤を活用する化学肥料の低減など、このような技術につきまして、実証ほの設置や栽培マニュアルの作成を行い、グリーンな栽培体系への転換を支援してまいりたいと考えております。

さらに、有機農業を実施する上で必要となる堆肥の散布機などの機械、施設整備の導入につきましては、食料安全保障やみどりの食料システム戦略の推進のため、設置目的等の見直しを行う予定の徳島県農林水産業未来創造基金を活用いたしまして、効果的に支援してまいりたいと考えております。

岩佐委員

特定区域の設定をされて、それぞれ品目で実績を作って、それをまた横展開していくということなので、まずは、それぞれの特定区域で、栽培の方法であったりとか、実績をしっかりと作っていただきたいと思います。

その後、先ほどお話もありましたが、徳島県農林水産業未来創造基金の使用、設置目的変更等もありますし、新しい栽培技術も必要になってきますので、機械、施設等の整備等もしっかりと支援を行っていただきたいと思います。

それと、基本計画の概要の3、計画の体系というところでも、当然生産があって、加工・流通があって、そして消費ということであるんですけども、以前からお話もさせていただいているんですけども、食ということに関しては、消費の部分が必要になってきます。特に有機農業というのは、慣行栽培に比べて、収量が低下もしますし、手間も掛かります。有機栽培というのがなかなか拡大しない要因の一つかなと思っています。当然、生産量が少ないということで、値段というのは高く設定しなければいけないと思うんですけども、いろいろな物価も上がっている中、大変、生活が厳しくなっている中で、安い物をどうしても考えてしまうんですけども、有機農産物の対価というものを、しっかりと理解していただかなければいけない。その点では、エシカル農業の価値ということをしつかり理解していただけるように、エシカル商品の浸透というのがまずは大前提に

なると思いますが、消費、特にエシカル消費を今後、具体的に進めていくためには、どのような施策を講じていくのか、お聞かせください。

平島農林水産政策課政策調査幹

消費の分野につきましての御質問を頂いたところでございます。

消費の分野につきましては、持続可能な農林水産業を支える消費者育成を推進するためには、食に関する知識と選択する力を備え、健全な食生活を実践できる消費者となるよう幼少期からの働き掛けが重要であることから、学校給食における有機農産物の活用や農業体験の実施、県産食材を用いた料理レシピコンクールなどによる食の循環を意識した食育活動を積極的に展開したいと考えております。

また、一般の消費者の方々には、ECサイトの構築や直売所でのエシカル農産物の販売、展示商談会への出店、消費者と農林水産業者との交流会のイベント開催を考えておるところでございます。

また、生産者と消費者の相互協力により顔の見える関係を構築することが重要と考えておりますので、それを実現するようなC S A、地域支援型農業の導入などを実施することを考えております。

岩佐委員

何度も言うんですけども、食に関しては、しっかりと物の対価というものを理解してもらうことが大前提だと思っています。

ただ一方で、有機農産物というのは、量もなかなか安定しないところもあります。今の御答弁の中にも、学校給食における有機農産物の活用ということもあったんですが、給食となれば、安定的な供給というものが前提になってくると思います。目標を持つことは大切だと思うんですけども、安定的に給食に使うというのも、現実的になかなかハードルは高いかなと思うところではあります。その給食の中から、何度も言うんですけども、食育を通して、こういった活動があるということ、その対価というものも伝えていただきたいと思っています。

今回、この計画の中で、関連施策の目標等も割と高めなのか、もうちょっと高くてもいいのかとか、いろいろ思うところもあるんですけども、目標を設定されたということなので、この目標を達成できるように取り組んでいただきたいと思っています。

この中でも、食育ということでは、関心を持っている人の割合は現状も割と高い数値なのかなと思いますけれども、これは目標としては、95パーセントということなんですけれども、100パーセントを目指してもいいのかなと思いますので、食育ということもしっかりと進めていただきたいと思っています。

このみどりの食料システム戦略が出て、有機栽培へのシフトということもあるんですけども、有機栽培が正解というわけではなくて、慣行栽培、化学肥料とか化学農薬が悪ではないです。適正使用すれば、現状は人体等に影響がないというものがありますので、有機栽培ありきというんですか、有機栽培でなければというのではない。そういう意味合いでは、慣行栽培で作られた農作物も当然安全なんだよということは、食育等の中で伝えていただきたいと思っています。

こういった有機栽培等に挑戦できる農家さんというの、限られてくるのかなと思います。慣行栽培でやっている小規模農家さんへの支援というの当然必要になるのかなと思っていますし、みどりの食料システム戦略等は新しいことなので、私の知り合いにも竹パウダーを使って、無農薬とか、そういうこともやっているんですけども、まくのにもすごい手間が掛かるということで、それを簡易にできる機械の開発であったりとか、新しいことにチャレンジしていることをしっかりとバックアップしていただきたいと思います。例えば、メーカーさんが何か機械を作れば、それを使って、ある程度普及もしていくと思いますので、農林水産総合技術支援センター等とも連携して、新しい生産技術開発等もしっかり行っていただきたいと思います。

それと、以前から申し上げておりますが、抵抗性であったりとか、いろいろな病気等も出てくると思いますので、品種改良等にもしっかりと力を入れていただきたいと思います。

もう1点なんです、これも以前から大変危惧しているんですが、鳥獣対策についてです。

今回の予算で、野生鳥獣の捕獲強化と利活用推進ということで、IoTで「猪・鹿・猿」見える化事業が挙がっております。私も議員になって2年ぐらいの時かな、ウェブサイトで、ここいた！ケモノ調査隊というサイトがございました。これも、今回の事業と内容的には、よく似ていると思いますが、徳島県全体の地図の中に、県民の方から、イノシシの目撃情報がここでありましたよということを、マップ上にピンを立てるというのがあったんですが、これのバージョンアップのような形になるのかということ、また、今回の新たな通報システムをどのように活用していくのかをまずお聞かせください。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま、新規事業のIoTで「猪・鹿・猿」見える化事業についての御質問を頂きました。

この事業につきましては、今お話がございましたとおり、鳥獣による農作物の被害や人身被害の低減や、市街地におけるイノシシ等の接触の機会の低減に向けまして、IoT技術や専用サイトを活用しましたイノシシ、シカ、サルの出没生息状況を見える化することに取り組むことにしております。イノシシなどの目撃情報をウェブ上で閲覧できる専用サイトを構築しまして、そこに、スマートフォンで撮影しました写真とか動画のデータを送っていただきまして、閲覧できるようにするということ。以前のここいた！ケモノ調査隊を参考にしまして、再度構築するというにしているのですけれども、前回と違うところが、私どものほうで持っています生息情報とか被害状況というところも加えまして、その上に、実際の出没の状況を表示して、精度を高めていこうと考えているところでございます。

どのように使うかという御質問を頂きましたので、それにつきましては、この対象地域は県全体ということにしておるんですけども、昨年11月に小松島市などの市街地周辺にイノシシが出没したということもございましたので、特に市街地周辺のリアルタイム出没情報を重点的に収集発信できないかと考えております。そういったところで、広くホームページ、SNSで発信するというに協力していただくということもあるんですが、市

街地周辺を目撃情報のある市町に御協力いただきまして、自治会などを通じて住民の方に周知するとともに、学校等教育機関への周知を図って御協力いただきたいと思いますと考えております。

岩佐委員

以前のここいた！ケモノ調査隊に関しては、しばらくは面白いなど見ていたんですが、このエリアではシカが目撃情報が多くてピンがたくさん立って、それで出沒するんだなどというのは見えたんですけども、またバージョンアップ等も行っていただきたいと思います。

ただ、今お話もありましたけれども、市街地周辺等でも、こんな目撃情報があって、気を付けなければいけないと住民の方にも理解してもらわなければいけないので。一番は、目撃情報をもらわなければいけないし、それを住民の方に気にしてもらうために、多くの方に周知をして利用してもらわなければいけないと思います。ですので、学校等も含めて、しっかりと知っていただくことをまず進めていただきたいと思います。

それと、今度は、その目撃情報から実際に捕獲につなげていかなければいけないと思うんですけども、その点、今回こうした出沒通報システムを活用して、どのように捕獲につなげていくのかをお伺いします。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま、捕獲にどのようにつなげていくのかという御質問を頂きました。

私どもの持つております調査結果は、過去の情報といいますか、調査した結果ということになりますので、その上に、実際に出沒しているという情報を加えまして、より生息密度の高い地域でも更に出沒しているというような情報によりまして、実際に多いということになれば、そういった所も重点的に捕獲につなげていこうと考えております。いろいろな活用方法があると思うんですけども、既存のデータに加えて、御協力いただいた情報を加えて、精度を高めて、捕獲や防護につなげていきたいと考えております。

岩佐委員

目撃情報等は、そのエリアでたくさん生息しているんだろうということで、それで精度は高めていけると思うんですけども、捕獲に当たっては、捕獲できるエリア等も限られてくると思いますし、人に危害を与えるか与えないか、特にサルなんかでも、危険度の高い集団と、そうでもない、放っておいても逃げていくということもあります。人間への危害等がどこまであるのかということも、情報の中でしっかりと得ていただいて、サルなんかは、危険度の高い所からしっかりと捕獲が進むようにしていただきたいと思います。ただ、市街地の辺りで目撃されても、その周辺で捕獲は難しいと思いますので、それをどう生かしていくか、これからの課題だと思います。新たな取組としては、しっかりと支援していきたいと思うんですけども、そういった鳥獣の捕獲につながるように、この事業に生かしていただきたいと思います。

その捕獲ということで、ちょっと以前から話もさせていただいている県南部におけるジビエの処理施設に関してなんですけど、昨年、経済委員会で議論もあったんですけど、私も

五、六年前から鳥獣被害をジビエ等に活用できないかということで、本会議でも質問したこともあるんですが、県南地域の処理施設がないということで、ようやく阿南市にも処理施設ができるということでありました。その後、牟岐町のほうにも同じように処理施設ができたということなんですが、それぞれ運用が開始されて現在まで、実際どれぐらいの捕獲、処理がされたのか。それぞれの施設で、どれぐらいの頭数を処理する計画を立てて、実績としてどれぐらいの処理をされているのか、分かればお願いしたいと思います。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま、阿南市と牟岐町におけるジビエ処理施設の運営状況についての御質問を頂きました。

ジビエ処理施設につきましては、令和3年度に阿南市と牟岐町で施設の整備を行っております。

まず阿南市の施設につきましては、令和4年3月にしゅん工しまして、4月に食肉処理業の許可を取得した後、5月から本格稼働を開始しております。この施設の処理頭数についての計画ですけれども、年間100頭の計画となっております、そのうちシカが80頭、それからイノシシが20頭という計画でスタートしております。

実際の処理頭数ですけれども、これは令和5年1月時点の数字になりますが、シカが29頭、イノシシが1頭の合計30頭となっております。

阿南市の処理施設につきましては、令和4年12月に豚熱が発生した際の感染確認区域に入っているということで、現在イノシシの受入れを自粛しているという状況になっております。

続きまして、牟岐町の施設ですけれども、これも同様に令和4年3月に整備を終えまして、5月に食肉処理業の許可を取得して稼働を開始しております。

処理頭数の計画ですけれども、年間96頭ということになっておりまして、そのうちシカが72頭、イノシシが24頭ということでスタートしております。令和5年1月時点の処理頭数でございますけれども、シカが18頭、イノシシが12頭で合計30頭という状況になっておりまして、昨年の秋以降、本格的な稼働を始めたばかりで、現在の状況としては、こういったところでございます。

岩佐委員

ようやく動き始めたところで、阿南市、牟岐町それぞれ計画は、100頭、96頭という中で、30頭ずつということなんです。これは猟期の関係もありますよね。今後の活用というのも見なければいけないと思うんですが、処理をするというだけではなくて、販売、流通、消費というところまで一貫してということなんです。もともとこの処理施設は、半分ほど国、県の補助を入れて建設して、残りの半分をそれぞれの猟友会等が母体となった協議会が運営をしていくというスキームを取ったと思います。阿南市に関しては、残りの半分も市が負担しているというようなこともあるんですが、そもそも処理施設を使って、協議会が捕獲から処理して販売までしていくことで運営をしていかなければいけないという状況なんです。今、まだ途中の段階なんですけれども、現状その収支は分かっているのか、また報告等は今後あるのかどうかも含めて質問させていただきます。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま、ジビエ処理施設の収支状況について御質問いただきました。

処理状況については分かっているんですけども、収支の状況については、数字をつかんでおりません。今後、収支の状況については、確認をしていきたいと考えております。

岩佐委員

現状、まだつかめてはいないんですけども、先ほども言いましたが、それぞれの協議会が主体となって、半分の補助をもらった中で、ジビエの活用ということで回していかなければいけないというようなことでもありますので、ほかにもこういった処理施設があればというような声もありますし、レストラン等を経営している方が、ジビエの活用をしていくという中で、処理というのにも必要という話も聞いています。捕獲をして、絞めてから1時間以内で処理しなければいけない、どこでも遠い所から持って来るというのはできないということもありますので、今後もこういったジビエの処理施設は必要になってくると思いますが、しっかりと回していかなければ、造ったけれども採算に合っていないというようなことでは、本意ではないと思います。今後、収支等も報告いただいて、活用が十分でなければ、指導等も当然必要なのかなとは思いますが。持続性というんですか、鳥獣利用というところは、鳥獣被害の軽減というところにもつながりますので、こういった取組もしっかりと支援していただきたいと思いますと思っています。

最後になるんですけども、私もこれが最後で、農林水産部関係については、本当にまだまだ言いたいこともあるんですけども、先ほども述べたんですけども、食ということをしっかり守っていただきたいと思っています。まだまだ海の話もあったんですけども、これからは徳島の食を守っていただきますよう、いろいろな生産技術であったりとか、また品種改良等も必要となってきますので、しっかりと予算を取っていただいて進めていただきますよう重ねてお願いして質問を終わります。

山田委員

私からも数点聞きたいと思っています。

今の質問にも関連するんですけども、25日の夕方に徳島市上八万町の路上で散歩をしていた70代の女性がイノシシに襲われて、手の指をかまれたという報道がありました。付近住民からも不安の声がかなり上がっております。これは人的被害になるわけですけども、今までも小松島市の問題もあったんですけども、イノシシの被害の状況について、まず報告いただけますか。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま、イノシシにより人身被害についての御質問を頂きました。

記録が残っております平成28年度以降の数字を御紹介させていただきますと、平成28年度が0件でして、平成29年度に3件発生しております。平成30年度が1件、令和元年度から3年度までは0件で推移しまして、今年度4件で9名の方が人身被害に遭われたという状況になっております。

山田委員

今、経年を見てきたら、今年度が4件で9人の被害ですか。深刻な状況になっていると思うんです。恐らく、これはまだまだ広がっていく可能性もあると思うので、ここら辺の対策、先ほどI o Tの問題も出ました。けれども、どのように強化するのかという点。他県でも非常に優れた取組というか、様々な取組をされています。そういうことも参考にしながら我が県でもやっていかなければならないし、特に、今回起こった上八万町なんかもそうなんですけれども、この前、福山委員さんからもイノシシの問題で八万町でもという話がありました。答弁もあったんですけれども、対応、対策をどのようにとっていくのかという点についてお答えください。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま、今後の対応と各県の先進事例等についての御質問を頂きました。

まず先進事例ですが、国の資料にも市街地に出没した鳥獣についての全国的な事例が少ないという状況ではありまして、環境省のイノシシの保護及び管理に関するレポートというのがあるんですけれども、その中では、長崎県の平戸市でありますとか兵庫県の神戸市についての事例が紹介されております。神戸市の場合は、徳島県とは事例がちょっと違うんですけれども、住民の方が餌付けをされて人慣れしたということで、出没が相次いで、事故が多発したという状況の中で、餌付けを規制する条例を制定しまして、積極的な捕獲を進めた中で、人身被害を減少させたというようなことを聞いております。成功させていると承知しております。

今後の対応でございますけれども、先ほどお話がございましたように、以前の議会におけるくくりわなとかもありますし、先ほどのI o Tに加えて、今回のイノシシの出没について、突発的に発生するものでございますので、なかなか対応が難しいことがあるんですけれども、今回の事例を踏まえまして申し上げますと、小松島市の事案におきましては、小松島市が中心となって教育委員会とか地元の警察署、それから猟友会とか県のほうと連携しまして、速やかに周辺の巡回とか学童の見守りとか、行政無線やホームページ、SNS等で注意喚起を行うということで、人身被害が発生した後の再発を防ぐことができたということになっております。

しかしながら、市町村とか警察とか県の役割分担や連絡体系、それから注意喚起の方法が明文化されていないというところがございますので、そのために調整が必要な場面がありまして、お話がありましたように、これからも鳥獣の被害、出没というのは増えてくることが予想されますので、これに備えまして、県におきましては、関係機関と協議の上で、速やかに対応できるような体制の整備に取り組んでいきたいと考えております。

あわせて、市街地にイノシシとかサルが出没した場合の対応につきまして、専門家からの意見、方法を学びたいということで、関係機関などが共有するような研修会についても自主的にやりたいと今検討を進めている状況でございます。

山田委員

本当はもっといろいろ聞きたい。特に徳島市でも眉山周辺も含めてかなり起こっている

わけですから、しっかり関係機関との連携を強めてもらって、その点では金子鳥獣対策・ふるさと創造課長のところに音頭を取ってもらって、調整を果たしていただきたい。これは、強く要望しておきたいと思います。

次に、環境面で、徳島県版・脱炭素ロードマップが令和3年12月に策定されたと。2030年度の目標がこれまでの50パーセントから50パーセント超となりました。そこで、2020年度の自然エネルギー電力自給率は確か32.2パーセントと言われているんですけども、その自給率の報告も併せて、この1年余り、ロードマップがどのように取り組まれて、課題として浮かび上がってきたものは何かということについて、簡単で結構ですから御報告ください。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

ただいま山田委員から、ロードマップの取組について御質問を頂きました。

令和3年12月に策定して1年少々過ぎておるんですけども、まず県有施設の太陽光発電設備の率先導入、それから住宅等に初期費用0円で導入するPPA事業といった取組については、県が率先して推進し、こうした取組を市町村に横展開するということが重要であると考えております。

また、再生可能エネルギー促進区域の設定でありますとか、市町村実行計画策定などロードマップの目的達成に向けては、市町村の御協力が不可欠という取組もございます。策定してから、いろいろな事業に取り組んでまいりましたが、県としましては、今後ともロードマップの一番大きな柱であります自然エネルギー最大限導入を図るために、まずは自家消費型太陽光発電設備の率先導入を柱としまして取り組むとともに、市町村の取組に対しましては、積極的に人的支援を行い、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、今後もしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

山田委員

電力自給率の状況を後で答弁していただくのと、今、市町村との連携というのをかなり言われました。扶川委員の本会議の質問の中でも、知事がそういう答弁もされました。

そこで、2050年のカーボンニュートラル実現のためには、市町村の取組というのは、本当に不可欠なんです。県内にも、そういう動きがあるということですけども、地方公共団体の実行計画、区域編のそれが策定された自治体数は一体どれぐらいあるのかということについても御答弁いただけますか。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

すみませんでした。まず、電力自給率でございますが、山田委員がお話のとおり、令和2年度の実績につきましては、32.2パーセントということで、令和3年度につきましては29.1パーセントと少し目標値に達していないというところでございますが、この主な要因としましては、水力発電所の発電量が大きく落ち込んだ、対前年比約80パーセントとなったことによるものでございます。

続きまして、市町村の実行計画区域施策編の策定状況ということで、御質問いただきました。

本来は、環境省が市町村に直に調査をしておるんですけれども、昨年12月に県が独自に調査しましたところ、策定しているのは4市町村となっております。

市町村の実行計画の策定を含めた地域の脱炭素化を進めるためには、幾つかの課題があると考えておりますけれども、大きな課題としましては、専門的な知識を持った人材の不足であるとそのように認識しているところでございます。

山田委員

実は、地方公共団体の実行計画については、前のグリーン社会推進課長の時には、7とか8とか言われたことがあるし、吉田委員の質問の時は、5と言われたこともあるし、今調べてみたら4というふうな状況になっているわけですがけれども、今も説明を受けたのですけれども、なぜこの計画が進んでいないのか。また、電力自給率も水力発電所の要因とはいえ、下がっているという状況です。2030年度の目標を50パーセントから50パーセント超ということで変えたわけです。しかし残念ながら、どちらの指標も以前の委員会から見たら後退している。これは非常に深刻な状況だし、県の2030年度の目標の50パーセント超自身が果たして達成できるのかという根幹にも関わってくる問題だと思うんですけれども、ここら辺の原因と巻き返す対策等をどういうふうに考えているのかをお聞かせください。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

山田委員から、再生可能エネルギー導入の今後の目標ということで御質問いただきました。

再生可能エネルギーにつきましては、先ほども申したように、自家消費型の太陽光発電設備の導入というのを柱として、今後とも取り組んでいくとともに、昨年8月には、陸上風力発電も稼働いたしまして、それが幾らか、再生可能エネルギーの自給率を引き上げておるところでございますので、そういったことをいろいろな再生可能エネルギーの導入のポテンシャルを調査しながら、2030年50パーセント超の目標に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

山田委員

これは、久米グリーン社会統括監に聞いたほうがよいのか、全体の到達点をやはり深刻に受け止めて、見ていかないと、数字的には後退してきている状況が今、示されたわけですがけれども。もちろん、いろいろな要因があると思うんですけれども、県として、ここでしっかりと検証して、打開策を図らないといけないのではないかなと思うんですけれども、その辺はどうですか。

久米グリーン社会統括監

自然エネルギーの自給率についての御質問でございます。

先ほど原グリーン社会推進課長からも申し上げましたとおり、令和3年度分が29.1パーセントと、3パーセントほど下がっている。これは、先ほど申し上げました大きな要因は水力発電でございます、その要因は渇水ということでございまして、これは自然的な要

因でございまして、その部分については、もうある程度仕方がない部分がございます。

今後どう取り組んでいくのかということでございますけれども、これは、バイオマス発電のほうも稼働させていただいていますし、先ほど言いました風力発電の分、それから県の率先導入、初期費用0円事業というのを導入してございますので、そういった部分で、しっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

山田委員

今、そういう答弁があったけれど、そうしたら、直近の数字的な把握はできないかも分からないけれども、令和2年度が32パーセントという状況だったと。自給率が29パーセントまで下がったんだけれども、そういうこと言ったら、今年度は渇水もなかったわけだから大幅に上がる見通しだということではないんですか。

それと今、市町村事業は4になっていると。これも深刻な事態だと思うんです。市町村との横展開とかいろいろ言いながら、今年度は推進専門員の話が出ました。2名と聞いているんですけれども、ここら辺の強化もしないと市町村の実行計画が上がらないという状況になるのではないかと思うんです。この点は、いかがですか。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

まず、電力自給率でございますが、今、手元にあるのは、先ほど令和2年度の実績を申しましたけれど、その前、令和元年度が29.6パーセント、令和2年度が32.2パーセント、令和3年度が29.1パーセント。久米グリーン社会統括監からも話がありましたけれど、渇水の影響で減りましたが、渇水がないという前提であれば、風力発電も稼働したという状況から、正確な数字は申し上げられませんし、ここで断言はできませんけれど、来年度は目標達成できるのではないかとそのように考えております。

それから、市町村の実行計画のお話でございますが、これにつきましては、昨年の4月から1名だった推進専門員を2名に増員して市町村に派遣するとともに、今年度につきましては、7月から8月にかけて全市町村を訪問して、促進区域の設定でありますとか、市町村実行計画の策定について、直接、市町村の担当者をお願いしたところでございます。ただ、市町村におきましては、先ほども申したように、やはり技術的な面で人材不足でありますとか、市町村の環境行政というのは、ごみ、一般廃棄物とかそういった行政が主になっておりまして、計画策定とか促進区域の設定とか、そういったことに対し非常に人員が不足しているという実情は、お聞きしておりますので、引き続き県としましては、そこを幾らかでもカバーできますように、我々県職員でありますとか、推進専門員がきめ細かな御支援と申しますか、そういったことで取り組んでまいりたいと考えております。

山田委員

これは、本当にしっかりと取り組んでもらわないと。市町村が非常に重要な舞台になってくるわけですから、それが残念ながら今4と。それについて、いろいろな取組をされているけれども、来年度も含めていろいろな検討をされていると思うのですけれども、是非とも、県の体制も含めて、技術的な問題はあるわけですから、そこら辺のあい路について取り去るために、県のほうも抜本的な支援強化を強く要望しておきたいと思っております。

もう一つ、脱炭素先行地域の設定ですけれども、2030年までに少なくとも100か所創出と言われていています。この点は、徳島県内はどんな動きになっているんですか。

加藤水素グリッド推進室長

山田委員より、脱炭素先行地域の状況について、お問合せ、御質問を頂きました。

脱炭素先行地域は、環境省の事業として公募採択しているものでございまして、これまで既に2回指定されており、1回目、2回目合わせて46地域、四国では高知県の梶原町が指定されているとお聞きしております。

3回目の募集というものについて、2月7日から17日の間で募集されておりました。四国については、指定数が少ないということで、国に対して我々からもいろいろ働き掛けをして、先ほど人員とか体制の話がございましたが、環境省も同じようなことを言っていて、やはり市町村には人員がなかなか厳しいということで、環境事務所もかなりの体制強化をいただいています。いわゆるキャリア官僚、そういう若手職員を中国・四国の環境事務所のほうに置いて、その方が実際に各市町村を訪問されるということで、県職員も一緒になって24市町村を回り、この先行地域というものについての意義ですとか、どういった申請をしていくのかというようなことについて、御指導、アドバイスをいただいたところでございます。

実際に県のほうにも、いろいろお問合せも頂いて、市町村との連携を図りながら、こういう提案はどうかとか、こういう申請ができるのではないかというようなことについて、我々も積極的に関与して、国と一緒に、市町村の申請についてお手伝いをしてきているところでございます。

既に締め切られておまして、市町村からも提案はされているというようなことはお聞きしているところでございますが、現状、環境省のほうで審査中でございまして、どこが出しているかとかいうことについては、教えていただけない状況でございます。県内の市町村からも提案はされていると聞いているということを御報告いたします。

山田委員

これも突っ込んで聞きたかったけれど、ちょうど1年前の時の答弁では、県内にもそういう動きがあるということだけ伝えておきますという答弁だったんです。ということは、今年度中には、具体的に成果として何らかの動きが挙げられてくるんだろうなと思うような答弁をされています。しかし残念ながら、今言ったような状況なので、皆さんが一生懸命やられているのは分かるんですけれども、更に強化をしていってもらって、今日聞いたのでは、やはり体制の問題が非常に大きなネックになっているので、そこら辺は検討してイニシアチブを発揮してもらいたいと思います。

さらに、この問題で事前委員会で共同購入についても聞きました。他県ではどういった工夫で取り組んでいるのか情報収集をしながらという答弁もされました。PPAと共同購入は、今年度の目玉だったわけです。もちろん、ウクライナ情勢等もありましてということです。だけど、他県でもいろいろ取り組まれていると。だから、全国的な情報収集、具体的にどういう状況なのかということについて御報告ください。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

ただいま山田委員から、共同購入の全国の状況ということで御質問いただきました。

推進県、先行している道府県に確認してみたんですけども、やはりどの県も価格上昇で非常に苦労していると。だから山田委員がおっしゃるように、先進地の取組を参考ということで、我々も何か良い取組があるのかなと問合せをしてみたんです。現時点ではやはり苦戦しているという状況でございます。繰り返しになるんですけど、今後は、社会情勢を見極めながら、他県や先進県の取組を引き続き聞きながら、我々も早めにこの事業を開始できるように進めていきたいと考えております。

山田委員

これについては、見守っていきたいと思います。

そしてもう一つ、石炭火力発電の問題についても質問してまいります。

石炭火力発電は、他の火力発電と比べて温室効果ガスの排出量が極めて多く、NGO気候ネットワークの2021年の調査では、日本全体の排出量の2割弱が石炭火力発電と言われています。徳島でも電源開発株式会社や四国電力株式会社の橘湾火力発電所があるが、県としてどのような状況かということについて、以前からずっと聞いてきたわけですけども、御報告ください。

加藤水素グリッド推進室長

山田委員より、電力に関する二酸化炭素、発電に対して御質問いただきました。

2050年のカーボンニュートラルの実現には、産業とか運輸とか民生も含めて、エネルギー由来の二酸化炭素をいかに削減するかが重要となってまいります。その中でも、今お話もありましたが、特に発電から発生する二酸化炭素というものが、国立研究開発法人国立環境研究所の2018年調査ですと、国全体で約4.5億トンございまして、二酸化炭素全体の36パーセントを占めているとお聞きしております。

お問合せのありました電源開発株式会社の橘湾火力発電所及び四国電力株式会社の橘湾火力発電所からの二酸化炭素排出量につきましては、これは電力会社からは特に公表されておりませんが、山田委員から御紹介のありました気候問題に取り組むNGO、NPO法人のほうで別途調査等を行っておりまして、2018年度の実績で、二酸化炭素の排出量がおよそ1,446万トンとなっておりますとお聞きしておりまして、これは先ほどの数値から割り戻しますと国全体の排出量の約1.2パーセントという推計をされているところでございます。

山田委員

国全体の1.2パーセント、このところだけで、県のほうは、なかなか手出しはしにくい面もあると思うのですけれども、やはりしっかり情報を握って、本県のCO₂削減の大きな目標へ迫っていくために、ここの対策についても、しっかりと意見を言わないといけないと思うのですけれども、その点、県としては、どういうスタンスで臨もうとしているのかということについて御答弁ください。

加藤水素グリッド推進室長

電力について、どういうスタンスでという御質問を頂きました。

いわゆる電力の脱炭素化、それからウクライナ情勢を受けて顕在化したエネルギーの安全保障の確立におきましては、先般、議会のほうでも意見書の採択をされていたところでございますが、本県が会長県を務めております自然エネルギー協議会といたしまして、自然エネルギーの最大限、最優先の導入ということを柱に提言をしてきておりまして、2月2日にも国に対して政策提言を行っているところでございます。

こうした提言を踏まえまして、国におきましては、今月10日にGX実現に向けた基本方針が閣議決定されたところでございまして、その中には、再生可能エネルギーの主力電源化に向けての最大限、最優先の導入を図ること。それから発電設備の高効率化や水素、アンモニアの混焼、あるいは専焼の推進をすることで、今後10年間で掛けて電力を脱炭素化していくということが既に方針の中に含まれているところでございます。

また、四国電力株式会社におきましては、2050年のカーボンニュートラルに向けて再生可能エネルギーを主力電源化すること、火力発電のCO₂排出削減といった電源の低炭素化・脱炭素化技術革新等を踏まえた蓄電池の普及拡大など、2030年度に2013年度比でのCO₂の半減を目指していると伺っております。

今後、県といたしましては、国やあるいは電力会社の動向を見ながら、それぞれに対して情報収集し、必要に応じて提言等も行っていきたいと考えております。

山田委員

これについても見守りながら、やはり石炭火力発電についての問題点を指摘しながら進めたいと思います。

次の問題で、消費者行政についても聞いておきたいと思います。

まず、昨年、旧統一教会の靈感商法にまつわる相談件数を聞きました。旧統一教会にまつわる県の消費生活センターへの相談については、今まで具体的に答弁がなかったんですけど、これは、既に新聞報道もされています。直近の旧統一教会にまつわる県消費生活センターへの相談件数及び対応についてお伺いします。

飯田消費者政策課長

ただいま山田委員から、旧統一教会に関する県の消費生活センターへの相談について御質問を頂きました。

徳島県では、全ての市町村に消費生活センターを置かせていただいておりますけれども、県内の消費生活センターに寄せられております旧統一教会に関する相談につきましては、平成24年度から令和3年度までの10年間で、件数については13件、相談金額については、既に支払った額ということで合計で4,480万円となっております。

また、今年度につきましては、今月21日時点でございますけれども、件数については8件、相談金額につきましては既支払額合計で1,900万円。こちらは、もちろん県の消費生活センターの数字も含んだものでございます。県では、現在1月から3月を消費生活相談特別対策期間といたしまして、全世代に向けた消費生活相談窓口の周知はもとより、全国靈感商法対策弁護士連絡会の弁護士を講師に招いた消費生活相談員等に対する研修会の開

催、また県消費者情報センターにおいて、心理専門職などと連携した心のケアも含めました消費生活相談体制の構築に取り組んでおります。引き続き、市町村や関係機関とも連携しながら、消費者相談体制の充実強化を図りまして、県民の安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

山田委員

これは、全体かといったら、まだ氷山の一角という面もあるんですけども、こういう状況だったと。今は、旧統一教会の相談件数ということでは言ったんですけども、地方消費者行政の現況調査結果がいつも10月ぐらいに出ています。徳島県は、以前、平成16年ぐらいは一万数千件の相談があった時期もあったんですけども、それが下がってきている状況、一人当たりの件数も非常に下がってきている状況がありまして、この現況調査等々から見て、今の徳島県の消費者行政については、どういう位置にあるのか。消費者庁がこの10階にあるわけです。飛躍的に伸びているのかなと思ったら、残念ながら、ほぼ横ばいという状況が続いているように思うんですけども、この点については、どういう認識をされていますか。

飯田消費者政策課長

ただいま山田委員から、消費生活相談件数についての御質問がございました。

山田委員からもお話がありましたように、平成16年度になるんですけども、国においても消費生活相談件数が一番ピークを迎えていたと。こちらにつきましても、消費者庁の分析としまして、この時、架空請求に関する相談件数が急増いたしまして、全体の3分の1程度を占めるといったような状況の中で、平成16年をピークとして消費生活相談がなされているところでございます。以降、国の取組もありまして、架空請求に関する相談件数は減ってまいりまして、近年においては、国においても高水準であります、横ばいといったような状況でございます。

本県についてなんですけれども、直近5年間で申し上げますと、県内全ての消費生活センターへの相談件数といたしまして、平成29年度は6,778件、平成30年度は6,566件、令和元年度は6,346件、令和2年度は6,477件、令和3年度は5,783件となっております。

中身なんですけれども、先ほど架空請求のお話も申し上げましたけれども、やはり消費生活相談というのは、そのときそのときの被害でありますとか、トラブルのトレンドも含めて数字が動いているものでございまして、例えば令和2年度から令和3年度にかけて数字が下がっております。県消費者情報センターの数字で申しますと、令和2年度が2,636件、令和3年度が2,378件となっております。ただ、この数字につきましても、新型コロナウイルス感染症に関する相談、例えばマスクでありますとかそういった相談というのが146件減少したということで、減少分の6割程度は、こうした要因でなっているところがございます。

県におきましては、先ほど申し上げましたように、現在、消費生活相談特別対策期間を設けまして、全ての世代に向けた消費生活相談窓口の周知をいたしておりますところ、令和5年1月の相談件数については、1か月のみで261件、昨年1月と比べますと81件の増加、前年比で145パーセントといったところとなっております。県としましては、引き

続き、こうした窓口の周知に努めながら、県民の皆さんに御利用いただけるように努めてまいりたいと考えております。

山田委員

あと1点だけ最後に聞きたいんですけれども、アスベスト対策なんです。これもずっと委員会でも聞いてきたんですけれども、アスベストの事前報告件数とアナライザーの使用状況も含めて御報告いただきたいんです。実は、アナライザーについては、当然、一定の講習が要るんですけども、いろいろな所に使わせてほしいという声もあるんです。そういう声も含めて、どういう現況になっているのか御答弁いただいて、質問を終わります。

相原環境管理課長

山田委員から、アスベスト対策につきまして事前調査報告件数、またアスベストアナライザーの使用実態、どういう目的で使用されるかということについて御質問がありました。

まず、令和4年4月1日から義務付けされております事前報告件数につきましては、令和5年1月19日現在、県内で2,178件となっております。

続きまして、アスベストアナライザーの使用についてです。使用実績としまして、今年度は62件の立入調査、パトロールを実施し、持参しております。このうち、聞き取り調査の中で、アスベスト含有建材の使用なしと報告のあった11件で使用してございまして、11件ともアスベストは検出されませんでしたので、事業所には引き続き、適切に事前調査を行うよう指導したところでございます。

このアスベストアナライザーにつきましては、携帯型の簡易アスベスト分析機器でありまして、検出感度からアスベストを含有しているかどうかの確定検査に使用する機械ではないものでございます。そういうところがございまして、使用については、今後も担当職員が現場において立入り指導、確認、また苦情の相談等がありましたときに簡易に使うものと位置付けております。

喜多委員長

午食のため休憩します。（12時02分）

喜多委員長

再開します。（13時03分）

吉田委員

大きく二つ質問させていただきます。

午前中に山田委員からもありましたけれども、脱炭素政策について、市町村の計画うんぬんとありましたけれども、私は県有施設の太陽光パネル設置について、まずお伺いしたいと思います。

来年度の予算に県有施設のパネル設置の予算が付いていると思うんですけれども、それはどのぐらいの施設にどのぐらいの規模の太陽光パネルを設置する計画でしょうか。分

かっている範囲でお願いします。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

ただいま吉田委員から、県有施設への自家消費型太陽光パネルの率先導入について、御質問を頂きました。

本県では、2050年カーボンニュートラル実現に向けた脱炭素化を加速するため、徳島県版・脱炭素ロードマップを策定しまして、県をはじめ市町村、民間企業が一体となって地球温暖化対策に取り組んでいるところでございます。

とりわけ、屋根置き自家消費型太陽光発電につきましては、系統制約や土地造成の環境負荷がない、それから災害時に非常用電源を確保できるなどのメリットがあることから、導入を推進することは大変重要であると認識しております。

県版脱炭素ロードマップでは、重点施策としまして、自然エネルギーの最大限導入を掲げ、太陽光発電設備を中心に、自然エネルギー導入を加速しているところでございます。

そこで、令和5年度事業としまして、屋根置き自家消費型太陽光発電導入を加速するために、事業者が需要家の敷地や屋根などのスペースに無償で太陽光発電設備を設置、維持管理を行い、需要家に電力供給する、いわゆるPPAモデルを活用しまして、県有施設に太陽光発電設備と蓄電池をセットで率先導入することとしております。

また、先行導入する施設につきましては、災害時に避難所として活用でき、防災力の向上につながる施設、また電気の使用量が多く見込まれ、CO₂排出量の削減効果が高い施設から優先的に導入を検討しているところでございます。

当初予算額につきましては、約1億円ということで、そのうちの太陽光発電設備を設置する事業者への補助金として、約9,000万円を予定させていただいておりますが、本事業については、国の交付金事業を活用しまして、PPAにより太陽光発電設備等を設置する事業者に対しまして、工事費の一部を補助することができることで、県は事業者から安い料金で電気を購入できるという、そのようなスキームになってございます。

なお、規模等について、吉田委員から御質問を頂きましたが、本事業についてはPPAにより太陽光発電設備を設置する事業者を県が公募しまして、事業者から提案を受けた事業計画や発電設備の発電容量、それから自家消費する電気の使用量、そういったものから事業規模を決定することから、現時点では未確定でございます。

吉田委員

事業者が設定、計画を立てるということで、まだ今は分からないということなんですけれども、この事業のスケジュール的なものは、いつ決定されて、いつぐらいから工事があって、いつから稼働するのかというようなことは分かっていますでしょうか。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

ただいまスケジュールについて御質問がございました。

今の予定では確定したものではございませんけれど、年度当初の早い時期に公募しまして、公募期間も1か月とかそういった期間を置かなければならないので、それから事業者を選定委員会等で決定して、事業を進めていくというふうなスキームになります。という

中で、資材等の納期とかもございますので、そういった社会経済情勢も十分に勘案しながら、できるだけ早く率先導入を進めていけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

吉田委員

スムーズにいけば、納期が来年度の前半ぐらいにはというような御答弁はされていませんけれども、そういうスケジュール感かなと思って、お聞きしたんですけれども、今、本当にパワーコンディショナーであるとか不足しているみたいで、なかなか入らないということで、できるだけ早急に、この件については進めていただきたいです。今回の予算に入っていないけれども、県有施設で、まだまだパネル設置をできる所はあるかと思うんですけれども、設置可能な施設の調査はされているのか。また、今回の予算の次の予算で、計画的にどんどんやっていくべきと思うんですけれども、その計画は立てられているのかということについてお伺いしたいと思います。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

吉田委員から、率先導入する施設の調査について御質問いただきました。

まず、率先導入する県有施設につきましては、老朽化していないことで、20年程度建て替えがないと見込まれること。これは、電力購入の契約が長期になるということでございます。屋根の空き面積が20平方メートル以上であるということ。職員が昼間に常駐して、十分な電力消費が見込まれる。屋根の形状が太陽光パネル設置に適していることなど一定の基準を満たす施設を候補としまして、調査を行ってまいりたいと考えております。

その調査につきましては、これも国費を活用する予定としておりまして、先ほどの約1億円の中の調査事業費に入っております。

吉田委員

調査はこれから行うということで、その調査のスケジュールについてもお伺いしたいと思います。いつぐらいに終わるのか。計画的に設置をやっていくと思うんですけれども、その辺のスケジュールをお願いします。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

これも国の補助金を活用するんですが、まだちょっと公募が掛かっていませんで、予定であれば3月中には公募されると思います。それで、申請をして採択されれば、内示があった時点で、調査事業に取り掛かってまいりたいと考えております。

早め早めに調査を掛けて、予算の関係もございしますが、導入できる所については、できるだけ早期に設置できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

吉田委員

それでは、市町村の施設なんですけれども、午前中の議論にもありましたけれども、まだ全ての市町村に実行計画があるわけではなくて、4市か5市というような具合なんですけれども、市町村においても、小中学校の体育館を新築したり、校舎を新築するのに、な

かなか財政的に余裕がないというようなお話も聞こえてくるんですけれども、市町村の施設の太陽光発電設備設置について、県の支援とか国の支援とかあると思うんですけれども、県として、支援について何かお考えがありますか。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

太陽光パネル設置の市町村への支援ということで御質問を頂きました。

県から市町村への支援ということになりますと、予算的な面でなくて、やはり市町村に対して、まずは県が率先導入することにより、脱炭素への効果があるということをお示しながら、市町村においても積極的に取り組んでもらえるように、各市町村へのヒアリングとか、環境省の四国事務所の職員の方と一緒にあって、今年度も市町村を訪問してございますので、引き続き、そういったことで国の制度、補助事業の御紹介、これも現在もやっております。それで、活用できる市町村においては活用してもらって、積極的に進めていただけるように考えております。

先ほど実行計画のお話がございますは、区域施策編につきましては、少ない市町村にとどまっておりますけれども、吉田委員は御存じだとは思いますが、この実行計画につきましては、事務事業編というのもございますは、それにつきましては、全市町村が策定しておりますので、ここで御紹介させていただきます。

吉田委員

事務事業編というのは、自分のオフィスの中のいろいろな脱炭素計画だと思うんですけれども、本来なら市町村施設の太陽光発電とかも、ここに入るべきなんですけれども、まだまだ、それが入っていない事務事業編になっているのが実態かなと思います。県が率先してやっていくことと、続いて市町村の施設にどんどんやっていくために、今回1億円でまず始めるわけなんですけれども、推進のために頑張りたいと思います。スピードが本当にこれでいけるのかなというように感じもしておりますが、やるしかないので、どんどん国のほうへ補助金のアンテナを高くしていただいて、推進していただきたいと思います。

今度は、再生可能エネルギーの設置と、あともう一本の柱として建物のZEB化が大事になってくるかと思うんですけれども、県の高等学校とか特別支援学校で、全部ではないんですけれども、太陽光パネルを設置して、どれぐらいの発電をしているのかというのを事前にお伺いしましたところ、10キロワット程度なので、金額にして月々2万円程度の発電というふうにお聞きしたんです。

一方、使われている電気代は、多い所では月200万円以上ということで、10キロワットの太陽光パネルを設置していても、50倍以上の電気を使っているというのが、今、学校の実態です。

新築の場合が効率が良いのですけれども、ZEB化に取り組むことで、オフィスだったら10パーセントぐらいの建築費用を上乗せしたら、ZEB ready相当の物ができるといようなものを国土交通省が出していたんです。その意味でも、本当に、この断熱化とか脱炭素化、建物のZEB化がすごい大事だと思います。お聞きしたいのが、今度新築される国府支援学校の体育館のZEB化の検討状況はどうなっていますでしょうか。

重田教育創生課長

ただいま吉田委員から、国府支援学校の新体育館棟のZEB化の関係で御質問いただきました。

県版の脱炭素ロードマップの中でも、ZEBにつきましては、県有施設の新築、改築時にZEB化検討チームを設置して検討を実施とされているところでございます。

現在、国府支援学校の新体育館棟につきましては、令和4年10月から令和5年9月の予定で実施設計を進めております。庁内にZEB化検討チームを設置しまして、検討を進めているところでございます。

この実施設計の中で、LED照明とか人感センサーなどの高効率の照明でありますとか、あるいは高効率のエアコンなどのエネルギーを無駄なく効率的に使うアクティブ技術の採用など省エネルギーに配慮した設計を取り入れ、ZEB化に向けた検討を進めているところでございます。

また、創エネルギーの観点からは、屋上を利用した太陽光発電設備の設置についても検討しているところでございます。教育委員会といたしましては、今後とも脱炭素対策を推進するために、関係部局と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

吉田委員

ZEB化検討チームも稼働しているということで、アクティブ技術と創エネルギーに取り組む予定ということなんですけれども、もう一つの柱として、パッシブ技術です。エネルギーを外に逃がさない構造、これはちょっとお金も掛かるとは思うんですけれども、そちらのほうの検討も加えていただけたらと思います。よその例を探したら、富山県の小学校の体育館とかで2例あったみたいなので、本当に予算の関係もあると思うんですけれども進めていっていただきたいと思います。新築の時が一番お金が掛からずにZEB化できる時なので、この機会を逃さずによろしくお願いします。

関連して、環境教育における気候変動対策についてお伺いします。

子供たちの環境教育というのは、私たちの時代よりも随分進んでいることを認識しているんですけれども、地球温暖化であるとか気候変動、気候危機の教育も、子供たちの知識は高まっていると推察します。その中で、自然エネルギーの学習は、理科の教育とかで取り入れられているだろうし、省エネルギーのこともエアコンの温度設定とかいろいろ学校の中で教えていただいていると思うんですけれども、先ほど体育館のZEB化で申しました、今後大事になってくる建物の断熱とかパッシブ技術、アクティブ技術のことについて子供たちにしっかりと身に付けていただくことが、大人になってからの行動につながると思うんです。そういう面の環境教育というのは、どういうふうに行われているのでしょうか。

今田学校教育課長

ただいま吉田委員より、環境教育、特に自然エネルギー、省エネルギー、建物の断熱性などの技術、そういった観点での教育は、どのように行われているかといったことで御質問を頂きました。

学校におけます省エネルギーを含む環境教育につきましては、小学校、中学校、高等学校を通じまして、児童生徒の発達段階に応じて、社会科、理科、家庭科などの各教科や道徳、総合的な学習の時間、総合的な探求の時間といった学校の教育活動全体を通じて行われているところでございます。

まず、省エネルギーにつきましては、例えば小学校4年生の社会ですけれども電気とかガスとか飲料水について学ぶ際に、節電とか省エネルギーなどを自分たちが協力できることについて考えるような活動であったりとか、また小学校6年生の理科では電気の性質や働きに関する授業の中で、身の回りにあります温度センサーなどを使った電気の効率的な利用について学ぶ活動、例えば人感センサーですとか人が近づくと自動に動くエスカレーターのようなものも含めて、そういった身の回りの事例について学ぶ活動が行われています。

さらに、中学校や高等学校の家庭科におきましては、自分の消費生活が環境に及ぼす影響を考察する中で、毎日の生活でエネルギー消費を減らす工夫について考えさせる活動、これはエアコンの設定温度ですとか、あと機器の主電源を消して待機時の消費電力を減らすといった省エネルギーの関係の工夫について考えさせる活動などが行われていると承知してございます。

加えて、御指摘いただきました断熱材を含む住宅など建物に関する教育内容というものも、特に高等学校の家庭科に含まれておりまして、高等学校家庭科におきましては、快適かつ健康な生活を行う場としての住居の機能について学ぶことになっております。その中で省エネルギーや創エネルギーなどを通じて、環境に配慮した住生活を営むことができるようにするというので、教科書を見ますと、例えば壁に断熱材を入れたり、窓を断熱ガラスに変えたりすることで、できるだけ冷暖房機器に頼らず快適に過ごすといったことや断熱材を含む環境共生住宅、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスといったイメージ図も併せて掲載されていることを確認しております。

このほか、小・中学校の校外学習におきましても、太陽光発電ですとか断熱パネルを活用したネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを見学するといった活動が行われていると承知してございます。

吉田委員

質問しました項目が高等学校の家庭科の中で取り扱われているということなんですけれども、断熱改修とか、学校が行うことを実際に見て、エネルギー消費の減るのを見てというような教育が一番良いかなと思うんです。国の方向がこれからそうなるので、2030年までに補助金とかも付きやすい方向にどんどんなっていくと思うので、そういう機会がありましたら、実践的なものも取り入れながらの教育をお願いしたいと思います。

二つ目の質問なんですけれども、これも午前中に岩佐委員からありましたみどりの食料システム戦略に関連してお聞きしたいと思います。

慣行農業の話が出ましたけれども、今、有機農業の栽培面積が0.5パーセントから、みどりの食料システム戦略が出てから0.6パーセントに上昇したみたいなんですけれども、残りの99パーセント以上の慣行農業の方たちが、実際の日本人の食料を支えているということで、本当にその方たちのお米作りにしても、1俵当たり経費が8,000円とか掛

かるのに、なかなか利益が出ないというような大変厳しい状況にあります。そちらの慣行農業の方を支えるという政策があって、もう一つの柱として、より持続可能な農業にできるだけ早く転換していくことも必要だと思うんです。徳島県の取組として、エシカル農業の推進ということで、生産者と消費者をつなぐイベントで何年か行われているオーガニック・エコフェスタというのが、つい最近行われたと思うんですけれども、このイベントについての概要と県がどういうふうにサポートされているかということについて御紹介いただきたいと思います。

林次世代農業室長

ただいま吉田委員より、オーガニック・エコフェスタの概要と県のサポート体制というところで、御質問いただいたところでございます。

オーガニック・エコフェスタにつきましては、JA東とくしまを中心に、生産者、有機農業資材メーカー、有機農業指導機関、流通事業者、行政機関等が参画いたします実行委員会が有機農業の技術向上と有機農産物はじめエシカル農産物の認知度向上を目的といたしまして、平成23年度から開催しているものでございます。

第12回となります令和4年度におきましては、3年ぶりのリアルにオンラインを交えたハイブリッド形式での開催となりまして、先般2月18日と19日に開催したところでございます。

2月18日につきましては、有機農業の資材調達でありますとか、生産技術及び流通販売に関する取組事例の紹介、19日におきましては、有機農業の拡大に向けました生産と消費の連携や学校給食、食育をテーマにいたしましたトークセッションなどが行われたところでございます。

1日目の技術者会議でありますとかトークセッションなどの会場におきましては、二日間で延べ人数約400人、さらに、オンライン動画再生回数におきましては、延べ約2,500回の再生回数がありまして、多数参加いただいたところでございます。

また、会場となりますJA東とくしまのみはらしの丘あいさい広場の直売所におきましては、エシカル農産物や加工品の販売、さらには、エシカル農業パネル展示とともに、屋外におきましてはキッチンカーとかテントによりますマルシェでの販売なども行われたところでございます。どの企画におきましても多数の来場者でにぎわい、農業者だけでなく消費者も有機農業に高い関心を持っていることを実感したところでございます。

県内でエシカル農業をテーマといたしました大規模なイベントといたしまして定着しているところございまして、今後とも県としても、しっかりと支援、サポートいたしまして、エシカル農業の情報発信による普及啓発を図ってまいりたいと考えているところでございます。

県のサポートといたしましては、持続性の高い農業のPRといたしまして、トークセッション開催の部分でありますとか、エシカル農産物のコーナーの設置といったところをしっかりと支援させていただいているところでございます。

吉田委員

12回を数えるということで、今年久しぶりのネット開催でない実地もあったということ

で、盛況で大変良かったかと思えます。今後も、この有機農業に関するネットワークを広げていくために、ここのイベントはすごく定着しているんですけども、もう1か所ぐらい、こういうのができるようになったらいいかなと思っています。

この中で、今月、小松島市がオーガニックビレッジ宣言をされたと思うんですけども、この宣言について、どういうものかということをやっと教えていただきたいです。

林次世代農業室長

ただいま吉田委員より、オーガニックビレッジ宣言について御質問を頂いたところでございます。

このオーガニックビレッジ宣言につきまして、オーガニックビレッジとは有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組を進める市町村のこととしておりまして、農林水産省におきましては、2025年までに全国100市町村でオーガニックビレッジを創出し、これを先進的なモデル地区として全国で横展開を図っていくとしているところでございます。

先般2月19日、小松島市を事務局とします小松島市生物多様性農業推進協議会の会長であります小松島市長より、有機農業を推進してきた経緯でありますとか、有機農産物の生産人口を拡大させて、有機農業によって生産された農産物を容易に入手することが可能となる流れを構築してまいりたいというような宣言がされたところでございます。

吉田委員

2025年までに全国100市町村を目指すという国の方針もあるようで、2030年までには全国の1割の自治体がこれを宣言するような目標もあるようです。小松島市とかJA東とくしまは、オーガニック・エコフェスタが12年も続いているような地盤みたいなものがあるので、この横展開というのは、これからしやすいと思います。全国100か所に、早速徳島県内の小松島市が入ったということで、できるだけ増やしていくように、今後頑張って県のほうもサポートしていただきたいという要望をして終わります。

扶川委員

私もみどりの食料システム戦略についてお伺いします。

ここで若干議論していきたいと思うんですけど、一つは有機農業というものを伸ばしていくための定義なんですけれど、結局、無農薬。化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない。遺伝子組換え技術を利用しない。農業生産に由来する環境への負荷をできるだけ低減するというようなことがあって、これが有機農業の推進に関する法律による有機農業の定義だということになっているようです。

しかし、例えば無農薬であってもRNA農薬、要するに遺伝子組換え技術を利用した農薬であるとか、それからここにも書いていますけれど、ゲノム編集された作物を導入するようなやり方であるとか、無農薬であれば何でもいいというわけではないんです。そのあたりの考え方をきちんとして、例えば遺伝子組換えに関しては、もうき然として排除した上で、有機農業を促進していくという姿勢もあると思います。この点については基本はどのようにお考えですか。

林次世代農業室長

ただいま扶川委員より、有機農業について御質問いただいたところでございます。

有機農業におきましては、先ほど扶川委員からのお話にもありますとおり有機農業推進法におきまして、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、遺伝子組換え技術を利用しないことを基本といたしまして、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われている農業と定義されているところでございます。

それで、県といたしましても、こういったみどりの食料システム戦略の実現に向けた中におきまして、当然、進めていく上では、慣行栽培に比べまして、除草の問題でありますとか手間が掛かる、品質低下といった部分もございますので、いろいろな技術の開発が非常に重要と思っております。そういった技術開発を踏まえた中でも、しっかりとみどりの食料システム戦略の実現に向けた中で、県の施策や開発された技術開発を活用しながら有機農業の取組拡大を推進してまいりたいと考えているところでございます。

扶川委員

技術開発を進めながらイノベーションによって生産性を上げつつ、有機農業を本質的にやるような仕組みを作りつつ、食料の安全保障も図っていくということになると、ペースが問題です。みどりの食料システム戦略にも関わった東京大学の教授は、2030年までは目標が非常に低くて、2050年に向けて急速にイノベーションでもって有機農業が拡大すると。本当にそうなるんだろうかという指摘もされているようです。県の目標も国の目標に合わせて、そのようになっているようなんですけれど、私はイノベーション待ちというのはどうかと思うんです。既存の有機農業の技術をやって、そういうものを横展開していくために、一生懸命、力を入れるのも必要なのではないかなと思うんですけれど、そのあたりはどのようにお考えですか。

林次世代農業室長

ただいま扶川委員より、新たな技術開発を待つのではなく、できる技術をしっかりと普及推進していくべきではないかという御質問を頂いたかと思えます。

お話のとおり、有機農業につきましては、先ほども少し述べさせていただきましたが、やはり除草の手間の問題、収量性の問題など様々な課題がございます。そういった課題解決のためには、国におきましても、2030年度までに今の現行技術をしっかりと進めるとともに、2050年までの新たな技術、いわゆるイノベーション、技術開発により普及定着、普及推進を図っていくとされているところでございます。

そういった中で、今ある技術をまずはしっかりと進めるべきだということは重要であると思っております。ただ、それを進めるに当たっては、当然、地域におきまして1戸だけがその技術を使ったとしても、周りの環境等も非常に影響がある。やはり一連として進めていかなければ、なかなか効果は上がっていかないと思っておりますので、そういった環境の面、技術の面、両面からでき得る部分をしっかりと進めてまいりたいと考えているところでございます。

扶川委員

それでも、技術開発が進んでいくまではどうしたって高いです。手間を掛ける分だけ高く付く。その高い物に対して、どうやって消費してもらうかというのには、二つ方法があると思うんです。一つは、有機農業という高いハードルを越えようとして頑張っている人に経済的に特別手厚く支援する方法。

そして、もう一つは、先ほど岩佐委員も質問されたように、少々高くても買うという消費者を育てる、消費の面からのアプローチ。両方要ると思うんです。

環境保全型農業直接支払交付金というのがあって、とにかく令和5年度の予算は、26億5,000万円ですか。全国で少な過ぎます。もっと本格的にきちんと支援しなければ育たないのではないのでしょうか。これで十分かどうか、県の御意見をお聞きしたい。

林次世代農業室長

有機農業に係る予算について御質問いただいたかと思えます。

これまで県におきましては、農業支援センターによります堆肥による土作りとか化学肥料の低減、そして天敵、そういった環境負荷低減に資する技術指導を通じまして、有機農業をはじめ特別栽培、エコファーマーなどエシカル農業として一体的に推進いたしますとともに、先ほどお話しいただきました環境保全型農業直接支払交付金を活用しまして、有機農業をはじめ環境保全効果の高い生産活動を実践する農業者を支援してきたところでございます。

さらに、これまで培ってきた取組を進化させるため、この徳島県みどりの食料システム戦略基本計画を今年度中に策定いたしまして、経営規模の大小とか経験の有無にかかわらず、幅広い生産者の皆様に有機農業にチャレンジしていただけるよう施策を展開してまいりたいと考えているところでございます。

具体的には、令和5年度当初予算におきましては、先ほど申し上げた施策や事業に加えまして、とくしまグリーン栽培転換支援事業によりまして、化学肥料とか農薬の使用量を低減する栽培技術の実証でありますとか、栽培マニュアルの作成、そういったことを支援いたしまして農業者の有機農業へのファーストステップをきめ細やかに支援してまいりたい。

また、有機農業等産地拡大加速化事業によりまして、新たに有機栽培を始める農業者に対する講習会の開催でありますとか、有機農業や有機農産物の普及を目的といたしました消費者との交流会や学校給食への有機食材提供を通じた食育の実施、そういったことなど市町村の意欲的な取組を支援しているところでもございます。

こういった取組、事業を活用しながら、しっかりと有機農業をはじめエシカル農業の実践拡大に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

扶川委員

聞いたことにお答えいただいたほうが有り難いんですけど、先ほど説明していただいたような話は、これまでの質問の中で答えていただいているではないですか。聞いているのは、交付金が少ないのではないですかと言っているんです。同じ事を何度も聞きません

けれど、これでは少ないです。

もう一つ問題があります。先ほどの御答弁でもありましたけれど、有機農業でなくてもこの交付金はもらえるんです。それは否定しません。良いことだと思います。化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せてということについて、だからそれ以上だったら、これはもらえるんです。でも、やはり有機農業はもっとハードルが高いですから、本格的なてこ入れが要ります。意見として申し上げておきたいと思います。国の制度自体が不十分、金額も足りていないと思います。

それから、技術の支援は、非常に大事なことで、有機農業の伸びない理由をインターネットで幾つか挙げている人もいて、栽培技術の問題があるということも皆言われています。それから、今申し上げた補助金制度の問題。私が申し上げたようなことを言っているんです。また、消費者の考え方というのを改めていく必要があるということも指摘されているんです。これも、先ほど議論があったと思うんですけれど、形が悪いとか色が悪いとか、不ぞろいだとか、そんなものは味にも安全性にも何も関係がないので、従来、有機農産物というのは、おいしいとか体に良いというようなことで推奨されてきたと思うんですけれど、一生懸命に言ってきた、余り伸びていないのは、ヨーロッパと違うアプローチをしているからです。ヨーロッパでは、環境に良いということが認識されて、それが理由で有機農産物が売れているというんです。60円もする卵が売れたりするというのは、これが決定的な違いであるというようなことを指摘している人がいます。次の世代のために、すばらしい自然環境を残していこうと。それから、当然、二酸化炭素削減、脱炭素に寄与していこうという環境意識で、高い有機農産物を買うんだそうです。そうだろうと思います。

今回の脱炭素の取組でも、行政が号令を掛けて、エコバッグを使って、ポリ袋を廃止しようと、皆がやって、これは結構定着してきました。使おうと思ったら、レジでお金を余分に払うので。だから、先ほど小さい時からの教育でも言われましたが、環境を守ることに金は掛かるんだと、そういう意識を大人に対しても、しっかり啓発していくことが重要だと思います。それをやらないとどうなるかということ、しっかり教えるべきだと思うんです。有機農業をやっている人たちから、単に安全でおいしいという話だけではないんだと。有機農業をやると、畑のあぜにもいろいろな植物が育ち、いろいろな動物が生活する自然が保たれるんだと。それを皆殺してしまっただけで作られる農村の風景は、自然ではないんです。豊かとは言えないんです。良い環境ではないんです。オタマジャクシもすくえないんです。だから、そういう観点でも、有機農業への価値観の持ち方というか、位置付けというのを、行政も消費者も一緒になって考えていく必要があると思うんです。環境の視点がもっとしっかり入っていくべきだと思うんですが、いかがですか。

林次世代農業室長

ただいま扶川委員より、有機農業はじめ有機農産物の適正な評価といった観点で御質問いただいたかと思えます。

初めに、いわゆる有機栽培と対義になる慣行栽培でございますが、これにつきましては、農薬そして肥料のそれぞれの法律、取締法に基づきまして、適正に取り扱われていまして、安全性を確保されたものでございます。

一方、有機農業をはじめとするエシカル農産物等におきましては、環境負荷軽減につながる取組といたしまして、地球温暖化対策にも資するもので、世界の流れにもなって非常に重要な取組と考えているところでございます。

それで、化学肥料・化学農薬の低減、そういったことも重要な取組でございますが、現在の一般的な栽培技術におきましては、収量の減少であったりとか外観など品質の低下、そういったところが懸念されるところでございます。こういった農産物におきましては、適正な付加価値を加算した価格で取引されるということが望まれるところではございますが、SDGsへの貢献、環境に配慮した農業の生物多様性保全に資する効果、さらには農業者の努力などを、消費者に、実際に深く理解していただいた上で、購買行動につなげていく必要があると考えております。

そこで、そういった購買行動につながるような環境負荷低減活動、そしてエシカル農産物の価値、先ほども答弁させていただきましたが、オーガニック・エコフェスタといった環境に配慮した取組の情報発信の場におきましても、関係団体とも連携しながら、しっかり進めていくということで、エシカル農産物に対する理解促進と利用拡大を図ってまいります。

また、先ほども少しお話がございましたが、将来にわたりまして、消費者となる子供に対しましても、環境に配慮した農業が環境保全にもたらす役割でございますとか、エシカル農産物の価値、そういったことを学ぶ機会をより多く創出するなど、食育の推進も図ってまいりたいと考えているところでございます。

扶川委員

あと1点だけ、この問題で意見だけ申し上げておきますけれど、前からやかましく言っていますけれど、食料危機がやって来るよということが言われていますし、今回の思い切った取組にも、やはり食料危機というようなこと、要するに食料安定供給が損なわれるおそれが出ているという食料安全保障の問題が背景にあると思うんです。これは、本当に幾ら強調しても強調しきれないぐらい。体に悪いとか良いとかいう以前に、食っていけなくなるような事態が起こりかけているので。となると、窒素、リンなんかを100パーセント輸入に頼っている国では絶対駄目なんです。それを何とかするための一つの打開策がこの有機農業ではないですか。例えば、リンを下水道から回収とか、そんな案も出ているようで、いろいろなイノベーションで、ここを乗り越えるために、教育の中では食料危機ということも入れて、もっと強調して危機感を持って教育してほしいと思います。

水素のことで、事前委員会、付託委員会、県土整備委員会でお尋ねしたことの続きです。

徳島県水素供給拠点整備事業補助金というものがあって、これが東亜合成株式会社の水素のステーション整備にも使われたというようなことを言われましたので、あとで確認します。この補助金を受けた県内業者は、今どこですか。

加藤水素グリッド推進室長

扶川委員より、水素供給に関する補助金についての御質問を頂きました。

今、補助金につきましては、東亜合成株式会社徳島工場に適用したものが全てとなって

おります。

扶川委員

要綱では、一般社団法人次世代自動車振興センターの補助金を知事が活用したとなっておりますが、これは国の外郭団体です。総事業費は、10億円と聞きました。その3分の1が県で、3分の1が国、事業者が3分の1、これでよろしいですね。

加藤水素グリッド推進室長

補助金の状況についてお問合せを頂きました。

細かい数字はあるんですけども、おおむね10億円の整備費に、3分の1ずつの補助金が交付されているというふうに認識しております。

扶川委員

県土整備委員会で、東亜合成株式会社のステーションの稼働実績、一体どのぐらい水素が補填されてるのか、利用されたのかということをお尋ねしたら、教えてくれないんだとおっしゃったので、もう一回、東亜合成株式会社に、議会でもこういう議論があるから聞いてほしいということをお願いした。その後どうなっていますか。

加藤水素グリッド推進室長

扶川委員より、東亜合成株式会社の水素の使用状況、利用状況についてお問合せいただいております。

東亜合成株式会社と県との間につきましては、協定を締結しておりまして、この協定の中に、情報の開示については、会社の中での守秘義務に基づいて承諾があったものだけ開示するというようになっておりまして、これまで水素については、開示情報ではないと認識してきたところでございますが、この度、扶川委員からお話を受けましたので、東亜合成株式会社徳島工場にも確認させていただいて、開示に向けた御相談をこれからしていく。大きな会社でございますので、本社のほうとも御相談した上でということで、これから相談、協議を進められればと考えております。

扶川委員

そこで、要綱をもらって疑問が出てきたんです。この要綱では、補助金申請者は、県が実施する水素供給設備の利用状況やニーズ把握のための調査に協力できるものだけということになっていて、10条、11条では、実績報告というのが定められておいて、いろいろな内容を報告、その他知事が必要と認める書類となっている。ところが、東亜合成株式会社とは、別に協定を結んで、確かに守秘義務ということが書かれています。例外扱いをしたんですか。ほかの業者がやるときは、この要綱の適用を受ける。東亜合成株式会社に関しては、協定を別に結んで、その要綱を適用しない。それはどういうことなのかを説明いただきたい。

加藤水素グリッド推進室長

本要綱につきましては、国の水素ステーションの整備補助金、あわせて、県が補助金を交付するに当たって定めたもので、この要綱に基づきまして、東亜合成株式会社に対して県から補助金を交付したところでございます。

今、扶川委員がおっしゃいました第3条4のところ、県が実施する水素供給設備の利用状況やニーズ把握のための調査に協力できる者という、これは申請する者について、そういう方に申請していただくというような規定になっておりまして、補助事業者に対して整備利用の状況について必要に応じて協力いただくことを求めた規定になっております。

現実としては、これまで県から、水素の利用状況の詳細を求めてきておりませんで、協定というのが別途あり、そちらの中では秘密の保持という規定もございますので、会社としての判断というのも行ってないという状況になっているというのが現状でございます。

扶川委員

分かりました。とにかく、これを開示させてください。県土整備委員会で指摘させていただいたように、東亜合成株式会社と板野町は移動式水素ステーションに関しての協定の中で実績報告を義務付けておりまして、きちんと報告されております。それで、最直近年度では、令和4年の4月から9か月間で31回しか利用されてないんです。1台当たりで計算すると、県、板野町が1,150万円を負担することになっていきますから、31回だと1回当たり28万円も掛かっているんです。利用させるに当たって、こんなひどい話はないではないかということで議論させているので、これは繰り返しませんけれど。徳島県の水素ステーションも10億円を掛けて、国から3億円、県から3億円以上を出しているんです。それについて、きちんと議会で検証できないようでは話にならないので、これは出さないなんていうことを言ってもらっては困るわけです。是非よろしく願いいたします。

最後の問題。海岸漂着物の回収に取り組んでいる団体が県内にはたくさんありますが、その幾つかから要望が出されておりまして、それについてお尋ねします。

県管理の海岸も市町村管理の海岸も、自治体が海ごみを回収した場合は、県なら県、市町村なら市町村が回収ごみを自前で処理することになっていきますが、ボランティアがやったら一般廃棄物として扱われるから、基本的に市町村が処理をします。ところが、市町村によっては、その旨が十分徹底されておらず、わざわざボランティアが自分の家庭に持ち帰ってから市町村にごみ出しをすとか、阿南市のように、市が委託した業者があつて、そこが処理してくれないから、仕方なく日亜科学工業株式会社の補助金を使って、ボランティアが業者にそれなりの金を払って、ごみ処理をしてもらったりするという事例も生まれています。

この点について、それぞれの市町村で事情が違っていると思いますが、処理責任、受入れの責任というものが関連市町村にあるということを再度、周知してほしいという要望があります。周知をお願いしたいのですが、いかがですか。

松本環境指導課長

ただいま扶川委員から、各市町村に対して、海岸漂着物の処理について、しっかりと周知をすればどうかというお話がございました。

今、扶川委員からもお話がございましたように、ボランティア団体がボランティア活動で回収をいたしました海岸漂着ごみは、環境省通知に照らしまして、一般廃棄物に当たることから、法律上、市町村に統括的処理責任がございます。すなわち、市町村は直営又は処理可能な業者に委託して処理することを原則といたしまして、それでは処理できない場合には、例えば産業廃棄物処理業者など適正に処理できるものに許可することによって処理責任を果たすということになります。このような基本的スキームにつきましては、既に関連市町に対し環境省通知を添えて説明をしているところではございますが、扶川委員から御紹介のありました市民の方の御意見、御要望を踏まえまして、改めて関係市町に周知することといたします。

扶川委員

是非お願いいたします。

もう一つの要望ですが、海岸には不法に投棄された危険な物がいっぱいあるそうです。注射針があったり、ダッチワイフがあったり、これは危険とは言えないかも分からないですけど、子供には見せられません。ペットボトルも中身が入ったままで蓋されている物がある。こんな物は危なくて出せない。ボランティアが安全に回収できるようなマニュアルを県のほうで作っていただけないだろうか。各地で取り組む団体に、安全な回収をしましょうという啓発をしていただきたいという要望が出ているんです。これはどうでしょう。

松本環境指導課長

ただいま扶川委員のほうから、特にボランティアで行っています清掃活動について、安全に回収できるためのマニュアル等を作成できないかというお話でございます。

確かに、海岸にはいろいろな物がやってまいります。ですので、海岸における清掃というのは、当然危険が伴ってきます。落ちている物もそうではありますが、足場も悪いとか、あるいは海岸にいる生物におきまして、アンボイナガイのような毒がある生物もおりますし、あるいはペットボトルによく似たカツオノエボシというクラゲの一種もございます。そういうふうに、海岸というのは非常に危ない部分がございます。岩場や消波ブロックは、滑りやすく、活動場所の状況、コンディションは、天候にも左右されます。さらに、海でございますので、障害物がないということで風が強い、あるいは海ですから当然、波も強いということで、危険な状況になる場合も、これまたあるところであります。

特に、扶川委員からお話がありました子供さんでございますが、子供でしたら清掃活動に夢中になってしまいます。私も海岸ボランティア活動は、比較的行っているほうでございますが、拾い出すと、私でも夢中になってしまうというところがございます。特に子供であれば、清掃活動に夢中になる余り、風に飛ばされて海に落ちているごみも無理をして拾おうとすると、そういうことも決して考えられなくはないと思います。

また、海岸漂着物の中には、注射器、あるいは釣りをする方もいますので、ルアー、瓶なんかも、そのままの形では存在せずに割れている。拾う際に、けがをしてしまうという危険もあります。海岸清掃におきましては、軍手の着用はもちろんのこと、トングを使用する、これは望まれるところであります。

そのようないろいろなことを考えまして、今年度作成しております学習動画、あるいはパンフレットにつきまして、今年度、県におきまして作成したところでございますが、このパンフレットや学習動画におきましては、清掃時の適切な服装、夏場でありましたら熱中症対策、注射器やルアーなど見つけたら大人に声を掛けて対応すべき危険なごみだと。また、毒があって触ると危険なクラゲ、先ほど申し上げましたカツオノエボシ、そういうふうな物について、海岸清掃に伴い注意する点、これを子供たちにも分かりやすく説明した、そういう内容を盛り込む構成としているところでございます。

これらの学習動画やパンフレットを活用して、啓発活動を行っていくことで、これは各学校にも配付することになるわけですが、子供たち、さらには県民の皆様が楽しみながら、より安全に海岸清掃に取り組めるために留意すべき事項につきまして、周知をしてまいりたいと考えております。

扶川委員

ボランティア団体が、参加者に提供してほしいという要望があったときには、是非必要部数、提供できるだけ用意していただきたいと思えます。

それから三つ目の要望ですが、海岸は非常に入り組んでおりまして、しかも長大ですので、一体どこが県の管理で、どこが市の管理でという話が分からないので、地図が欲しいと言うんです。私も、もらいましたけれど、徳島県の海岸は、全体でこうなっていますけれど、これでは分からないです。縮尺が小さ過ぎるといいますか、地図が大き過ぎるんです。だから、もう少し細かく実際に歩いたときに、ここは県の海岸だな、ここは市町村管理の海岸だなということが分かるような地図を作ってください、提供してほしいと思えます。これは、市町のほうも望んでおります。いかがですか。

松本環境指導課長

地図を作るといふことになりましたら、海岸漂着物が存在している所だけでなく、以前もお話させていただきましたが、徳島県の海岸線は約393キロメートルございます。ですので、それを一概に調査をして、地図を作るといふのは、なかなかこの場で直ちにできますと言うのは、難しいところではございますが、そのような御要望がある、確かに地図があれば便利ではございますので、また研究をさせていただきたいと思えます。

扶川委員

是非、お願いします。住民の方が連絡をするときに、どこに話をしたらいいのか分からないというようなことでは、ボランティアがしにくいという声があります。

それから、環境省の海岸漂着物等地域対策推進事業についてお尋ねします。

これも確認ですけど、市町村が地元のボランティア団体等に回収を委託した場合にも補助金が出る仕組みになっておりますね。

松本環境指導課長

扶川委員がお話しになった補助金といいますのは、環境省が創設をしております海岸漂

着物等地域対策推進事業の制度における補助金のことだろうと思われまます。この制度は、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、あるいは海洋ごみの回収や処理、発生抑制対策に関する事業に対して、補助金による支援を実施するというものとなっております。

この補助金につきましては、今申し上げましたように、都道府県や市町村が海洋ごみの回収処理に係る事業を行うための支援措置でございます。従いまして、確認ということもございますが、実施主体であります県や市町に交付されるものでございまして、ボランティア団体等に直接交付されるものではございません。また、ボランティア団体等が県や市町の事業と関係なく行う純然たるボランティア活動、こちらについても、この補助金の対象となっていないところでございます。

具体的に、その補助の対象をどうするかということにつきましては、海岸管理者等が判断されるものと承知をしております。

扶川委員

日当を払って、人を雇って、要するに公共事業みたいにして、ごみを撤去する市町村が委託をするから、入札するなり、随意契約を結ぶなりして、契約を結んで、ごみを取らせるんでしょけれど、ボランティアの取組を行政が応援するスタイルとして、県、市町村がイベントを主催すればいいんです。そうしたら、市町村の事業でしょう。そういう形であれば、ボランティアの皆さんに協力していただくことに対して、間接的にも支援ができると思うので、それはかまわないんですね。

松本環境指導課長

市町村のほうイベントをして、そこでボランティアの方に御協力を頂くというふうなお話でございました。

正に、回収事業というよりは、発生抑制対策の一環であろうかと思えます。海岸漂着物対策につきましては、沿岸市町、海岸管理者だけでなく、ボランティアの皆様と連携をして事業を進めて行っている。特に、発生抑制対策を行っているところでございます。清掃活動や海洋ごみ問題の普及啓発に取り組みますボランティアはじめ民間の方々との連携というのは、大変重要であると認識しているところでございます。

そういうことで、以前、扶川委員にも御案内させていただきましたが、月見ヶ丘海浜公園で、ボランティアさんの御協力を得まして、子供たちを対象とした環境教育をさせていただきました。そこでは、ボランティアさんは経験豊富でございまして、子供たちの関心も非常に高かった。喜んで帰っていただいたところでございます。このような経験も踏まえまして、この度、海岸清掃や海ごみ講座を実施するなど、日頃から海洋ごみ問題に取り組まれている方のうち、県と一緒に海岸漂着物対策を推進していこうという熱意と識見のある方を、海岸漂着物対策活動推進員に委嘱をすることとしております。

この海岸漂着物対策活動推進員の方には、これまでの御自身の活動から得た経験や知見を生かした魅力的な啓発イベントや講座など企画していただいて、県と共に実施する。やはり、県が企画をするにしても、今申し上げたように、ボランティアの方は経験が豊富で、子供のハートをキャッチできる、そういうスキルもございます。そういうふうなこ

とで御協力いただく。また、ボランティア団体に対して、海岸清掃に対する助言や必要な情報の提供、さらには、豊富な知見を生かした専門的アドバイスなど、海ごみ対策のリーダーとして活躍していただくということを期待しております。

県におきましては、海岸漂着物対策活動推進員さんとともに、広く県民の皆様に海岸漂着物対策の重要性や仲間とビーチクリーンアップ活動を行うことの魅力、楽しさ、そういうものを発信していくことにより、海岸漂着物対策を一層推進してまいりたいと考えております。

喜多委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

ないようでありますので、以上で質疑を終わります。

本年度、最後の委員会でありますので、一言御挨拶を申し上げます。

委員各位におかれましては、この1年間、終始熱心に御審議を賜り、また議事運営に各段の御協力を頂きましたことは、大変意義深いものであり、深くお礼を申し上げます。おかげをもちまして、大過なく委員長の重責を全うすることができました。これもひとえに委員各位の御協力のたまものであると心から感謝を申し上げます。

また、谷本政策監補はじめ理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審議へ御協力いただきましたことに、深く感謝の意を表する次第でございます。審議の過程において表明されました委員各位の意見、並びに要望を十分尊重され、今後の施策に反映されますようお願い申し上げます。

最後に報道関係者各位の御協力に対しましても、深く感謝を申し上げます。

時節柄、皆様方にはますます御自愛いただきまして、それぞれの場で今後とも県政発展のために御活躍いただきますことを祈念いたしまして、私の挨拶といたします。大変お世話になりました。

谷本政策監補兼危機管理環境部長

理事者を代表いたしまして、一言お礼を申し上げます。

喜多委員長さん、臼木副委員長さんはじめ委員の皆様方におかれましては、この1年間消費者・環境対策関係の様々な案件の御審議を通じまして、各派にわたり御指導、御御鞭撻^{べんたつ}を賜り誠にありがとうございました。

委員の皆様から頂きました貴重な御意見、御提言、また御指導をしっかりと受け止めまして、今後の消費者・環境対策の推進に十分に生かしてまいりたいと考えております。今後とも御支援、御指導を賜りますよう、よろしく願いいたします。

最後になりますが、委員の皆様のご活躍を祈念いたしまして、簡単ではございますがお礼の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

喜多委員長

これをもって消費者・環境対策特別委員会を閉会いたします。（14時14分）